

【補正関係：質問項目】

1. 障害児通所給付事業について
2. 不妊治療対策事業について
3. ハブ対策費について
4. 県立病院の新会計基準移行について
5. 社会福祉審議会条例の改正について
6. 介護基盤緊急整備等臨時特例基金について
7. 介護職員処遇改善等臨時特例基金について
8. 地域自殺対策緊急強化基金について
9. 環境保健センター城山庁舎の解体について
10. 森林整備推進等基金について

【質問本文】

1. 障害児通所給付事業について

■ 質問（しもづる）

私からは、まず予算議案について三件伺います。

一点目は、この補正予算等説明書の五十九ページですね。

五十九ページにございます障害福祉課関係、児童福祉総務費中の心身障害児（者）福祉費中の障害児通所給付事業三億円余りの増額補正について伺います。

こちら事業全体から見ても大幅な増額の補正になっておりまして、この事業というのは必要なやはり事業費を確保していくということは必要かと思いますが、その点で、これだけ増額になっていると、来年度以降、事業費の確保は大丈夫なのかなというふうに思うところもございます。

そこでまず、この障害児通所給付事業について、それぞれ幾つか柱があったかと思いますが、それぞれについてどれぐらいかかっているのか、今回の増額も含めて示していただければと思います。

□ 答弁（障害福祉課長）

障害児通所給付事業でございますけれども、これは中身といたしましては、障害児の児童発達支援、それから放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援という中身がありまして、障害児の方がこの施設、事業所を利用した場合に市町村のほうが支払う給付費になっております。

負担割合としましては、国が二分の一、県が四分の一、市町村が四分の一で、児童福祉法に基づき規定をされている事業でございます。

これへの支給額かなり伸びておりますけれども、その伸びた要因としましては、発達障害児の潜在的

な数の多さ、それから関心の高まりというのがございます。通所支援へのニーズが高まっておりまして、事業所数もかなりふえております。例えば、平成二十四年度が八十二事業所だったんですけども、二十五年度になりまして百六までふえております。それから支給決定者につきましても、平成二十四年度が三千八百人余りだったんですが、千八百人ぐらいふえまして五千六百人ぐらいというふうにかなり支給決定もふえております。

したがいまして、今回かなり多額の補正をお願いしているところがございますが、市町村のほうに県のこの負担金のほうをお支払いをしまして、市町村が事業所のほうに支払いをするというふうな形になっている事業でございます。

この事業は義務的負担というふうな形になっておりますので、法律に基づきますので、利用された部分につきましては県費で負担を行うということでございます。

以上でございます。

■ 質問（しもづる）

もう一点その点で伺いたいのが、児童福祉法を見ますと、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援と書いてありますので、それぞれこれ四本について幾らかかっているのかということ、今わかれば教えてください。

□ 答弁（障害福祉課長）

柱としては、確におっしゃるとおりなんですけれども、その中身につきましては、それぞれの事業所で児童発達支援と放課後等デイサービスをやっていたりしまして、市町村のほうに要するに、事業所に支給しますので、その中身までについては、データとしては県のほうにはないという状況でございます。

2. 不妊治療対策事業について

■ 質問（しもづる）

わかりました。それでは次に移ります。

六十六ページ、今度は子ども福祉課のほうに伺います。

公衆衛生総務費中の母子保健費の中の一番、不妊治療対策事業、これも結構な二千七百万円の増額補正がかかっております。これについて、まず、この事業の中身を教えてくださいというのと、また今後、不妊治療というもののニーズというのはふえていくとは思いますが、やはり一方で財源というものもございまして、それに対して、たしか仄聞するところによると、助成対象の重点化だとか、そういうところの議論もあるというふうに聞いておりますけれども、そこも含めて教えていただければと思います。

□ 答弁（子ども福祉課長）

今御質問にありました不妊治療対策事業について申し上げます。

本事業につきましては、二千七百三万円の増額ということで、この内容につきましては、助成件数の見込み増による増額分でございます。それとあわせて鹿児島市の補助としまして補正を入れてございません。

本事業は、体外受精及び顕微授精による不妊治療を受けている夫婦に対しての治療費の一部助成をする事業でございます。国二分の一、県二分の一の制度でございます。

当初予算より助成額が増になりました内容につきましては、先ほど申しましたとおりでございますが、鹿児島市への補助につきましては、今年度途中から一部、財源が国庫補助から安心こども基金に変更されたことにより同事業を実施している中核市への補助金をすることになったものでございます。

それから、国のこの助成対象内容につきましてはの御質問だと思いますが、今回、これまでこの事業につきましては、初年度の不妊治療三回、二年度以降は二回までということで通算五年度十回までという一つの現行制度でございました。その点につきまして、国のほうが近年、結婚年齢の上昇に伴い、特定不妊治療を受ける方の年齢も上昇しており、一方で一般的に高年齢で妊娠・出産はさまざまリスクが高まるとともに、出産に至る確率も低くなるのが医学的に明らかになっていることから、本人の身体的・精神的負担の軽減や、より安心・安全な妊娠・出産に資することという観点から、国において支援のあり方が検討されました。

その内容につきまして、治療一回当たりの助成金額に変更はございませんが、これまで初年度年三回まで、二年目以降年二回までで通算五年間の十回まで助成し、年齢制限がなかったところを、治療開始の年齢により助成回数や対象者の制限を設ける予定となっております。具体的には平成二十八年度からは三十九歳以下の方は通算六回まで、四十歳から四十二歳までの方が通算三回までで、いずれも年間回数の制限はなしとなっております。四十三歳以上の方は助成対象外となる予定でございます。

平成二十六年度から二十七年度の間は新制度への移行期間として、平成二十五年度までに制度を利用した方は現行制度を適用、新規に申請される方には年齢により回数の制限が出てくるような状況となっております。

以上でございます。

3. ハブ対策費について

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。続いて、七十一ページの薬務課のほうに伺います。

このハブ対策費ですが、毎年増額補正が上がってきているように記憶しております。その中で、報道等でもありましたが、単価の見直しをされるということで、その見直し内容を改めて示していただきたいのと、あとはその単価見直しに至った議論とか経過とか、そのところを説明してください。

□ 答弁（薬務課長）

まず、その価格改正につきましては、毎年ハブの買い上げ数が増加してきておりますので、その分、県の財政がかなり逼迫してきているという観点から、県の買い上げ料というのが一匹二千円だったわけですが、これを五百円引き下げまして千五百円にお願いしたいということで、市町村と今協議を重ねてきたところです。

一昨年十二月と、それから昨年七月にそれぞれ奄美大島、徳之島、この保健所のほうに赴きまして、関係市町村の課長さん方と協議を重ねまして、事情を説明して、とりあえずお願いをしてきたところでございます。

■ 質問（しもづる）

市町村との協議は、それは調ったということによろしいんですかね。

□ 答弁（薬務課長）

はい、徳之島のほうは今、千五百円だったわけですが、奄美のほうは二千円でやはり市町村が出しておりました。奄美の各市町村もかなり財政が厳しいということで、奄美のほうの各市町村の首長さん方の理解は得られたというふうに考えております。

4. 県立病院の新会計基準移行について

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。予算議案については以上です。

続いて、予算外議案につきまして、まず議案第三〇号県立病院課のほうに伺います。

説明書は七十五ページです。

これ一点確認なんですけれども、これはみなし償却の規定が廃止されたことに伴って、新会計基準への移行という点だと思うんですが、今回除却するものについて上がってきているわけですが、来年度以降、新会計基準への対応をしっかりとしないといけないという中で、その対応スケジュールはちゃんとできているのかというところの確認をさせてください。

□ 答弁（県立病院局次長兼県立病院課長）

資本剰余金の処分につきましては、委員仰せのとおりで、みなし償却が新会計制度ではできなくなりますことから、昨年度と今年度限りの議案提出ということになります。新会計制度には、もうちょっとそのようなしっかりとした対応をしていくことになっております。

5. 社会福祉審議会条例の改正について

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

続いて、議案第一七号の社会福祉審議会条例の一部改正の件について伺います。

これ四十二ページですね。

これは、一括法の施行に伴うものだと思うんですが、施行前と施行後と、この委員定数についての実質的な規定に変わりあるのかどうかということを確認させてください。

□ 答弁（社会福祉課長）

従来といいますか、この条例の改正をお願いしているところでございますが、現在のところ、社会福祉法のほうで委員定数が定められております。その社会福祉法の中では五十人以内という上限が定められておまして、現在の本県の社会福祉審議会の委員の数としては三十九名でございますので、今回上限の四十名で条例改正をお願いしているところでございます。

以上です。

6. 介護基盤緊急整備等臨時特例基金について

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

続いて、議案第一八号介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部改正の件について伺います。

今こちら一年間延長するということなんですが、四十八ページですね、二点伺いたいの、一つは基金の残額の状況というのを一つ伺いたいのと、もう一つは延長理由について、例えば国からお金がやってくるのか、それともまださばき切れていない必要があるのかということで、基金の残額の状況と延長理由の二点を教えてください。

□ 答弁（介護福祉課長）

まず、県の介護基盤緊急整備等臨時特例基金の現在の基金残高でございますが、約二億八千万円でございます。

それから、延長理由でございますが、これにつきましては、昨年の十二月に閣議決定がございまして、この介護基盤緊急整備等臨時特例基金の設置期間を閣議決定で一年間延長するということが決定されております。それに伴いまして今回、県の条例を改正するというようなものでございます。

■ 質問（しもづる）

これについて、残り二億八千万円ということですが、これ残ったら当然国庫に返さなきゃいけない類のものになるかと思っておりますので、しっかりと残り二億八千万円分について、これを使いたいところの調査というのはできているものなのか、そこを教えてください。

□ 答弁（介護福祉課長）

そのような基金残高がございますので、来年度、二十六年度の実は当初予算におきまして、そういった基盤整備等に充てるということで予算議案を提出させていただいております。

7. 介護職員処遇改善等臨時特例基金について

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。残ったら返さなきゃいけないお金ですので、しっかりと必要なところに使っていただければと思います。

続いて、議案第一九号介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部改正の件で、こちらも同じく二点、残額と延長理由について教えてください。

□ 答弁（介護福祉課長）

県介護職員処遇改善等臨時特例基金の残高でございますが、これにつきましては、残高が約一億一千万円ございます。

それから、改正の理由でございますが、先ほどの介護基盤のほうの基金と同じように、昨年十二月に閣議決定がございまして、基金の設置期間を一年延長するということが決定されておりますので、それに基づいて所要の改正を行うものでございます。

8. 地域自殺対策緊急強化基金について

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。こちらも先ほどと同じく要望させていただく次第です。

続いて、議案第二〇号地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正なんですが、補正予算等説明書の六十一ページです。大体、基金条例というのは、残額があったら国庫に返還するという規定になっているかと思いますが、これわざわざ「国から返還の要請があったときには、国庫に納付することができるように改める」ということを追加した理由と、あとはこれ具体的にここ幾らぐらい国に返しなさいよという要請が来ているものなのか。またその理由について教えてください。

□ 答弁（精神保健福祉対策監）

地域自殺対策緊急強化基金につきましては、平成二十三年度の基金におきまして、復興関連予算が含まれておりまして、その返還に伴う返還要請がありましたことに伴う条例の改正でございます。

国からの返還要請額が四百七十一万五千円の返還要請額が出てきております。

これは、国がシミュレーションして返還額を要請したんですけれども、この返還額が執行済みと認められるものの残額を速やかに返還をということでしたので、国のシミュレーションに関しまして、平成二十五年度予算額で再計算した結果四千万円の返還額となったところでございます。

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。私からは以上です。

9. 環境保健センター城山庁舎の解体について

■ 質問（しもづる）

私からは、予算議案一件、予算外議案一件それぞれお伺いいたします。

補正予算説明書四ページ、環境林務課に伺います。

環境保健センター城山庁舎解体撤去事業五千万円ほどについて繰越明許となっておりますが、説明では、土壌汚染対策法に基づきとありますので、この環境への影響と、そして全体の見通し、特に来年度どこまでやるのかということについて示してください。

□ 答弁（参事兼環境林務課長）

城山庁舎の件につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、基準を超える、いわゆる水銀、あるいはヒ素、そういった化合物が今回検出されました。そのため、今回、鹿児島市のほうから区域指定を受け、そして工期が不足したわけですが、二十五年度は庁舎上屋の部分だけで、基礎部分は二十六年度に撤去をいたしまして、その際に汚染土壌の撤去と処分を一緒に行うということにしております。

10. 森林整備推進等基金について

■ 質問（しもづる）

ありがとうございます。

それともう一点、今度は二十一ページ、かごしま材振興課に伺います。

森林整備推進等基金条例の一部改正の件ですが、これは恐らく、国から具体的な返還要請が来ていると思うんですが、返還要請の内容、額、理由等についてお示してください。

□ 答弁（かごしま材振興課長）

この返還につきましては、昨年七月に農林水産大臣から知事宛てに要請が参っております。

その経緯を申し上げますと、平成二十三年度の補正予算におきまして復興関連予算が措置されたわけですが、これにつきましては、被災地の復旧復興に直接資するものを基本として、さらにその用途の厳格化を図ることとされました。それを踏まえまして、復興大臣、財務大臣の連名で農林水産大臣に要請が行きまして、農林水産大臣から県知事宛てに要請が来たものでございます。この復興関連予算で積み増しました基金につきましては、もともとは復興関連で必要とする木材を全国規模で安定的に供給するという目的であったわけですが、直接被災地に出しているものではないということで要請がなされました。

それから、二点目の額についてでございますが、この額につきましては、いわゆる執行済みでないもの、あるいは執行済みと認められるもの以外、それから、直接被災地の復興に資するもの、例えば協定を結んで直接被災地に木材を出す、そういった取り組み以外については返還をしていただきたいということになっておりまして、それにつきましては、国から幾らと示されたものではございませんで、各県がそれぞれその趣旨に沿って積み上げた額でございます。

■ 質問（しもづる）

積み上げた額というのは幾らになるんですか。

□ 答弁（かごしま材振興課長）

予算説明書の十八ページ、森林整備推進等基金造成事業四十六億三百八十四万三千円の補正をお願いしておりますが、この内訳が今回の経済対策による積み増し分二十四億五千万円と、それから復興関連予算返還分、これが二十一億五千五百万円余りとなっております。あと、預金利息等の補正もございまして、トータル四十六億円余りの補正を今回お願いすることにしております。

■ 質問（しもづる）

わかりました。ありがとうございます。